

千葉県内建物所有者 各位

千葉県PCB特設事務局

照明器具のPCB使用安定器に関する調査について（お願い）

日頃、環境行政に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、千葉県では、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用している照明器具の安定器（電灯のちらつきを安定させる装置）の設置・保管の実態把握を進めているところです。

PCB使用安定器は、昭和52年3月以前に建築された建物で使われている可能性があります。お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解の上、該当する機器がない場合でも、必ず御回答をお願いいたします。

【お問い合わせ窓口】

○千葉県PCB特設事務局（千葉県業務委託先：株式会社ゼンリン 千葉営業所）

（TEL） 0120-456-231

※受付時間 毎日 8:30～17:15

土・日・祝日も休まず受付（但し、年末年始12/30～1/2は除く）



チーバくん

（FAX） 0120-789-161（24時間受付）

○千葉県環境生活部廃棄物指導課

（電話）043-223-4344（平日9時～12時、13時～17時）

（千葉県ホームページ） <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/pcb/search.html>

[ホーム](#) > [環境・まちづくり](#) > [環境](#) > [ごみ・廃棄物・リサイクル](#) > [産業廃棄物](#) > [PCB特別措置法関連情報](#)
> [PCB廃棄物等の掘り起こし調査について（お願い）](#)



《本調査は 千葉県が 株式会社ゼンリン に委託して実施しています》

裏面もご覧ください

【回答方法】

- ① 調査票表面に記入者情報等を御記入ください。
- ② 調査票裏面の設問（最大3問）の当てはまる事項に○を付けてください。
- ③ 調査票に記載されている「返信の締め切り」の日までに、下記のいずれかの方法で回答をお願いします。
 - ・電話（0120-456-231）で回答
 - ・調査票を同封の返信用封筒（切手不要）にて投函
 - ・FAX（0120-789-161）にて送信※必ず両面を送信してください。

○本調査は、建物登記簿をもとに調査対象を決定していますが、建て替え等により昭和52年3月以前の建物が現存しない場合は、お手数ですが、その旨をご回答ください。

【注意事項】

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 処分期間（令和5年3月末まで）を過ぎてPCB廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性がありますので御注意ください。

※PCB特別措置法に係る各種手続き案内 千葉県ホームページ
(届出書の様式ダウンロード先)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/pcb/index.html>
[ホーム](#) > [県政情報・統計](#) > [行政手続案内](#) > [手続（環境・まちづくり）](#) > [環境](#)
> [手続・申請（PCB特別措置法）](#)

